

朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和 7 年 1 月 3 0 日

選挙管理委員会事務局

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	朝霞市選挙管理委員会定例会（1月）	
開催日時	令和7年1月30日（木） 午前10時00分から午前10時17分まで	
開催場所	市役所 別館5階 大会議室（奥）	
出席者及び欠席者の職・氏名	出席者 委員3名（細田委員長、加藤委員、金子委員） 事務局3名（神頭局長、高橋局次長、佐藤係長） 欠席者 藤井委員	
議題	議題 朝霞市長選挙関係 議案第1号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について 議案第2号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について 議案第3号 投票所の投票立会人の選任について 議案第4号 期日前投票所の投票立会人の選任について 議案第5号 啓発宣伝計画の決定について 議案第6号 ポスター掲示場設置の場所の決定について 議案第7号 ポスター掲示場にポスターを掲示できる期日の決定について	
会議資料	別紙のとおり	
会議録の作成方針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会定例会次第
- ・ 議案第 1 号 投票所の投票管理者及びその職務者の選任について
- ・ 議案第 2 号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- ・ 議案第 3 号 投票所の立会人の選任について
- ・ 議案第 4 号 期日前投票所の投票立会人の選任について
- ・ 議案第 5 号 啓発宣伝計画の決定について
- ・ 朝霞市長選挙における臨時啓発について
- ・ 朝霞市長選挙における街頭啓発について
- ・ 議案第 6 号 ポスター掲示場設置の場所の決定について
- ・ 議案第 7 号 ポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日の決定について

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

おはようございます。

ただいまから、朝霞市選挙管理委員会定例会を開きます。

年が改まって、初の委員会でございます。慎重審議をお願いしたいと存じます。

今年は、御承知のとおり、2月16日の市長選挙に始まり、7月には参議院議員通常選挙が予定されておりますので、緊張感をもって臨みたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

それでは、日程3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第18条第2項の規定によりまして、加藤委員長代理をお願いいたします。

○加藤委員長代理

はい。よろしくお願いいたします。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第1号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

○細田委員長

それでは、日程4、議題でございます。

朝霞市長選挙関係、「議案第1号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」を議題といたします。

御説明をお願いいたします。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第1号、投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について。

令和7年2月16日執行の朝霞市長選挙における投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を別紙のとおり選任することについて議決を求め

る。

令和7年1月30日、朝霞市選挙管理委員会委員長。

別紙を御覧ください。

投票区は、第1投票区から第23投票区で、投票管理者につきましては、市の職員で主として係長職の職員を充ててございます。また、職務代理につきましても、市の職員を充てているものでございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございます。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

よろしいですか。

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第1号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり決しました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第2号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

○細田委員長

次に、「議案第2号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」を議題といたします。

説明をお願いいたします。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第2号、期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について。

令和7年2月16日執行の朝霞市長選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は欠けた場合、その職務を代理すべき者を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和7年1月30日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

別紙を御覧ください。

こちら、期日前投票所につきましては、朝霞市役所内と朝霞台出張所内、いずれも2月10日から2月15日までとなっております。

投票管理者につきましては、選挙管理委員に主としてお願いしてございます。また、投票管理者の職務を代理すべき者につきましては、市の職員をもって充てております。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

よろしいですか。

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第2号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第3号 投票所の投票立会人の選任について

○細田委員長

次に、「議案第3号 投票所の投票立会人の選任について」を議題といたします。

御説明をお願いいたします。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第3号、投票所の投票立会人の選任について。

令和7年2月16日執行の朝霞市長選挙における投票所の投票立会人を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和7年1月30日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

別紙を御覧ください。

第1投票区から第23投票区まででございまして、いずれの投票所におきましても、立会人は3人でございます。

投票立会人につきましては、主に明るい選挙推進協会の方をお願いしているところでございますが、一部につきましては、公募の立会人の方にお声を掛けているところでございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第3号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第4号 期日前投票所の投票立会人の選任について

○細田委員長

次に、「議案第4号 期日前投票所の投票立会人の選任について」を議題といたします。

御説明をお願いいたします。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第4号、期日前投票所の投票立会人の選任について。

令和7年2月16日執行の朝霞市長選挙における期日前投票所の投票立会人を別紙のとおり選任することについて議決を求める。

令和7年1月30日提出。朝霞市長選挙管理委員会委員長。

別紙を御覧ください。

期日前投票所につきましては、朝霞市役所内と朝霞台出張所内、いずれも2月10日から2月15日でございます。

投票立会人につきましては、いずれも1日当たりお二方をお願いしてございます。こちらの方に

つきましては、いずれも明るい選挙推進協会の方に依頼して、推薦していただいた方となっております。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か質疑ございますか。よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第4号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第5号 啓発宣伝計画の決定について

○細田委員長

次に、「議案第5号 啓発宣伝計画の決定について」を議題といたします。

御説明をお願いいたします。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

令和7年2月16日執行の朝霞市長選挙における啓発宣伝計画を別紙のとおり定めることについて議決を求める。

令和7年1月30日提出。朝霞市長選挙管理委員会委員長。

別紙を御覧ください。

まず、初めに掲示物ですが、こちらにつきましては、従来の選挙と同様でございますが、懸垂幕、横断幕、のぼり旗、ポスター、電光掲示板といったことを実施します。懸垂幕、横断幕、のぼり旗、ポスター等につきましては、市内の公共施設に掲示をするものでございます。

次のページを御覧ください。

文書における啓発宣伝といたしましては、選挙のお知らせということで市の広報に掲載してございます。また、ホームページにも掲載中でございます。また、入場券の封筒の中に選挙周知のちら

しを同封しております。

また、このほか、選挙公報につきましては、市のホームページに、告示日の翌日に掲載する予定でございます。

また、各お宅への配布につきましては、ポスティングによる配布ということで、2月10日の朝に印刷業者の方から納品になりますが、2月11日火曜日から14日金曜日までの間には、確実に配られますが、納品次第、早ければ2月10日月曜日から配れる形をとりたいと考えてございます。

そのほか、インターネット関係でございますと、旧ツイッター、フェイスブック、あとはメール配信とラジオではナナコライプリーFMで放送を考えてございます。

あと、口頭での宣伝につきましては、選挙期間中、市の広報車で市内を巡回いたします。

あとは、防災行政無線でございますが、選挙の前日1回と、当日2回の放送を予定してございます。

次のページを御覧ください。

街頭啓発物につきましては、ポケットティッシュを予定してございます。配布個数については、3,300の予定で考えてございます。

駅前啓発でございますが、毎回の選挙と同様に投票日前の木曜日、2月13日午後6時から、選挙管理委員、朝霞駅と朝霞台・北朝霞駅、それぞれお二方ずつ分かれていただくとともに、併せて明るい選挙推進協議会の各支部から2人以上出ていただいて、実施したいと考えてございます。

あとは、明るい選挙推進協議会の支部別の街頭啓発でございますが、2月7日金曜日から2月14日金曜日までの間、実施するというので、明るい選挙推進協会の各支部長から御連絡をいただいているところでございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第5号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号は原案のとおり承認されました。

◎ 4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第 6 号 ポスター掲示場設置の場所の決定について

○細田委員長

次に、「議案第 6 号 ポスター掲示場設置の場所の決定について」を議題といたします。

御説明をお願いいたします。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第 6 号、ポスター掲示場設置の場所の決定について。

令和 7 年 2 月 1 6 日執行の朝霞市長選挙における朝霞市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第 1 条の規定によるポスター掲示場を別紙のとおり設置することについて議決を求める。

令和 7 年 1 月 3 0 日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

次のページを御覧ください。

第 1 投票区から第 2 3 投票区まででございますが、公職選挙法施行令の基準に従いまして、各投票区ごと、7 か所から 8 か所、それぞれ設置をしているものでございます。合計 1 7 5 か所の設置となっております。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 6 号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 6 号は原案のとおり承認されました。

◎ 4 議題 朝霞市長選挙関係

議案第 7 号 ポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日の決定について

○細田委員長

次に、「議案第 7 号 ポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日の決定について」を議題といたします。

御説明をお願いいたします。

高橋局次長。

○事務局・高橋局次長

議案第 7 号、ポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日の決定について。

令和 7 年 2 月 1 6 日執行の朝霞市長選挙において、公職選挙法第 1 4 4 条の 2 第 1 0 項において準用する同条第 5 項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、2 月 9 日とすることについて、議決を求める。

令和 7 年 1 月 3 0 日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

こちらにつきましては、選挙の告示の日からポスターを掲示できるということを定めるものでございます。

以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

何か御質疑ございますか。よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第 7 号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号は原案のとおり承認されました。

◎ 5 その他

○細田委員長

次に、日程 5 「その他」でございます。

何か委員の方からございますか。

大丈夫ですか。

どうぞ。

○加藤委員長代理

支部別の街頭啓発でコモディイイダとかは許可を得たのですか。

○事務局・高橋局次長

「支部別街頭啓発」の場所につきましては、お手元の資料の方に載っていますが、各支部の方から頂いている資料に基づいて作成しているものでございますので。

また、改めまして各支部の方には、確認を取りたいと考えております。

○加藤委員長代理

衆議院議員総選挙の時は、マルエツがどうのこうのだったでしょ。マルエツとコモディイイダだっけ。もう許可は出たんですか。

○事務局・高橋局次長

こちらの方、各支部から頂いた資料に基づいて作成してございます。また、改めまして、その部分につきましては、各支部の方に確認してみたいと考えてございます。

○細田委員長

サミットは入っていないものね。

○事務局・高橋局次長

サミットにつきましては、お断りいただいておりますので。その部分については、明らかに駄目だということが分かってますので、今回、この中には入れてございません。

○細田委員長

うまく調整してくださいね。

○事務局・高橋局次長

はい。

○加藤委員長代理

すいません、ありがとうございました。

○細田委員長

何か、ほかにございますか。

では、事務局何かございますか。

○事務局・高橋局次長

今回、市長選につきまして、市議会議員の欠員が生じた場合、市議会議員の補欠選挙も市長選挙と併せて実施することになるかもしれないということだったのですが、市議会議員に欠員が生じて

補欠選挙を実施しなければいけないという期限が、昨日まででございました。結果的に、市議会議員に欠員が生じてございませんので、今回の選挙につきましては、市議会議員の補欠選挙はなしということで、市長選挙のみということになります。

あと、今回の市長選挙につきまして、立候補の事前審査の方ですけれども、小野寺さんと田村さんと松下さん、立候補に関する事前審査の方は既に行っているという状況でございます。

以上でございます。

○金子委員

2人だけですか、今のところ。

○細田委員長

3人です。

○事務局・高橋局次長

小野寺さん、田村さん、松下さん。

○細田委員長

田村さんは、前に出たことがある人。

○事務局・高橋局次長

田村さんは、以前に、前々回ですかね。立候補されたことがございます。

○細田委員長

ほかに、ありますか。

○事務局・高橋局次長

事務局は、以上でございます。

◎6 閉会

○細田委員長

では、なければ以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。